

南九州市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月17日

南九州市教育委員会教育長 有馬 勉

南九州市教育委員会規則第5号

南九州市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

南九州市立学校給食センター条例施行規則（平成19年南九州市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号及び第6条第1項第3号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。